

国による課税事業・非課税事業の分類について

- 消費税法では社会政策的な配慮が必要な**社会福祉事業**を**非課税事業**と定めている。
- 非課税となる**社会福祉事業**は社会福祉を目的とする事業のうち**社会福祉法に定められているもの**。

社会福祉法に定められているもの(非課税事業)

①障害福祉サービス事業

⑤障害児通所支援事業

⑥障害児相談支援事業

障害児通所支援事業（⑤）を申請した障害児のサービス等利用計画を作成

⑦特定相談支援事業

障害福祉サービス事業（①）を申請した障害児・者のサービス等利用計画を作成

令和5年10月4日の国通知により社会福祉事業に該当しないと明示されたもの(課税事業)

②発達障害者支援センターを運営する事業

③障害児等療育支援事業

④障害者相談支援事業

※①～⑦は別紙2の「国の事業名」欄に対応

社会福祉事業団への委託事業一覧（課税／非課税の取扱い）

施設名	福岡市における業務（事業）名		内容	国の事業名 ※国は「障害」の表記を使用	市の取扱い			
					現状	正		
発達障がい者支援センター	自立訓練（生活訓練）		発達障がい者に対して、自己の特性の理解や社会参加の促進等を行うために必要な訓練を行う	①障害福祉サービス事業	非課税	非課税		
	発達障がい者支援センター運営業務		発達障がいの早期発見、早期の発達支援等を行うとともに、発達障がい者に対する地域における総合的な支援体制の整備を行う	②発達障害者支援センターを運営する事業	非課税	課税		
西東あ 部部い 療療あ 育育い センセ ンタタ ーー	相 談 ・ 診 断 部 門	障がい児等療育支援事業		障がい児に対して月1～2回程度の外来療育を行う	③障害児等療育支援事業	非課税	課税	
		公的機関補助業務		障がい児通所支援事業利用希望者に対し、面接などにより利用の支援を行う	④障害者相談支援事業	非課税	課税	
		診療・相談業務		発達に心配がある子どもに対する相談支援及び発達検査を実施し、必要に応じてその後の支援方針等の検討を行う		非課税	課税	
				児童発達支援センターに通所する児童に対して必要な治療及び健康管理を行う	⑤障害児通所支援事業	非課税	非課税	
		障がい児 保育等業 務	特別支援保育判定事業		特別支援保育を申請する児童の発達検査等を行う	—	課税	課税
			特別支援保育訪問支援事業		保育施設に対して個別の支援が必要な児童へのかかわり方などについて助言、指導、園内研修などの支援を行う	—	課税	課税
			私立幼稚園障がい児支援事業		私立幼稚園に対して個別の支援が必要な児童へのかかわり方などについて助言、指導、園内研修などの支援を行う	—	課税	課税
	障がい児相談支援及び特定相談支援業務		障がい児通所支援事業及び障がい福祉サービス事業を利用するための利用計画等の作成を行う	⑥障害児相談支援事業	非課税	非課税		
				⑦特定相談支援事業	非課税	非課税		
	通 園 部 門	児童発達支援業務		就学前の障がい児に対し児童発達支援を行う	⑤障害児通所支援事業	非課税	非課税	
保育所等訪問支援業務		保育所等に通う障がい児に対し、訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行う						
居宅訪問型児童発達支援業務		外出が困難な障がい児に対し、居宅を訪問して児童発達支援を行う						